

科学的な法の実務を支える研究・研修システムの構築

① 計画の概要

日本学術会議「日本の展望-人文・社会科学からの提言」の第一は「信頼と連帯に支えられた社会」を構築することである。この目的の達成には、司法システムへの信頼、司法と福祉の連帯を進めることが重要である。すなわち、科学的な知見にもとづき、裁判員裁判を含む司法システムへの信頼を高め、虚偽自白等による冤罪を減らすとともに、虐待や犯罪に適切に対応し、被害者を支援し、犯罪者の矯正を通して再犯を防ぐことは、「信頼と連帯に支えられた社会」を築く上で重要な課題である。

先進諸外国では、20世紀後半より心理学、社会学などの社会科学が、研究と福祉・司法の現場をつなぎ、科学的証拠にもとづく法の策定や良き実践に貢献してきた。日本でも平成12年に法と心理学会が設立され、研究者層は厚くなった。上記喫緊の課題を踏まえるならば、今こそ学術大型研究を立ち上げ、研究と実務をつなぎ、科学的知見を実務に還元することが科学者の責務である。

本計画では、これまでの大型プロジェクトで培われてきた「(1)基礎研究を行い、(2)その成果を実務家に提供し、(3)フィードバックを得て研究に再投入するとともに、(4)社会実装を目指す」というサイクルを拡充することにより、信頼と連携に支えられた社会の構築を目指す。

具体的には北海道、関東、関西、九州地区に法と人間科学研究・研修センターを設立し、基盤研究を進めるとともに、得られた知見を実務家や国民に提供する。研究・研修センターには模擬の接見室、被疑者取調べ室、法廷等を設置し、リアリティの高い状況で研究を行い、研修を行う。また、研究・研修を支える支援室、研究者と専門家が共同して現実の問題に対応するワンストップ室を作り、10年を目標に集中的に活動を展開する。ワンストップ室は、虐待・DV等被害者に対し事実確認(司法面接)、医療、司法、福祉的、心理臨床的なサポートを一カ所で提供する、社会実装の場とする。

【学術大型研究計画】10年間を目標に、4つのセンターで研究と知見提供ができるシステムを構築。科学的基盤に基づく法の実務を支援。



② 学術的な意義

本計画は、以下のような学術的意義をもつ。

第一に、社会実装に耐えうる堅牢な学術的成果を得ることができる。堅牢な成果は「複数の研究施設で行われる多くの成果をメタ的に分析すること」と、「計画 - 実行 - 評価 - 改善 (PDCA) を多数回繰り返すこと」により得られる。本計画では、全国4箇所のセンターにおいて研究を進める。得られた知見は研修として実務家に提供し、そのフィードバックを繰り返し研究に投入する。この二つのメカニズムにより、社会実装に耐える研究成果を得ることができる。

第二に、研究のための研究ではない、社会的に意義のある研究を行うことができる。すなわち、研究の成果(「成果」)を特定の対象(「ターゲット」)に「どのように提供するか」という観点から研究のニーズ、意義、目的を再編成し、社会に必要とされる実質的な研究を行うことができる。

第三に、個別に行われることの多かった研究を、「捜査」-「裁判」-「被害者支援と犯罪者の矯正」といった時間・システムの軸に沿って編成し、グループ化できる。このようなグループ化により、複数の領域の研究者や実務家が共同・連携し、課題解決を図ることができる。また、これまで気付くことのなかった新たな研究課題の発見と研究の拡充が期待できる。

第四に、研究のさらなる国際化が可能になる。司法・福祉に係る課題は、国際的に共有されている。例えば、冤罪の起きない法システムの構築、刑罰のあり方、虐待・DVの制圧、犯罪者の矯正教育などは国連等によっても指摘され、広く問題として意識されている。欧米先行、日本追従となりがちな研究を、それぞれの司法・福祉のシステムに軸足を置きながら議論することで、国際的に対等で、相互貢献し得る共同研究を推進することができる。

③ 国内外の動向と当該研究計画の位置づけ

上述のように、先進諸外国においては、社会科学が福祉と司法をつなぎ、科学的証拠にもとづく法の策定や実務のあり方に大きく貢献してきた。具体的には、法教育、非行の予防や防犯、虐待の発見、捜査・取調べ支援、陪審員支援、被害者支援、犯罪者の矯正、家事裁判の支援などに社会科学の知見が適用され、行政や法のシステムに活かされてきた。

我が国でも平成12年に法と心理学会が設立され、平成19年には法と心理学会の複数の研究班が科学技術振興機構(JST)「犯罪からの子どもの安全」プロジェクトに参画した。また、平成22年には文部科学省新学術領域「法と人間科学」が立ち上がり、【法意識と教育】【捜査手続き】【裁判員裁判】【司法と福祉】の4フィールドで18の研究班が研究活動を行っている。これらの活動により、研究者と実務家が共同して課題解決に向かうプラットフォームは整ってきた。

④ 所要経費

北海道、関東、関西、九州地区において、法と人間科学研究・研修センターを立ち上げる。各センターには(a)研究・研修を支援する支援室、(b)電子記録機器を備えた模擬接見室、取調べ室、法廷等、(c)司法面接室と診察室を備えたワンストップ室を設置する。センターは10人の運営研究者(兼任)、支援室を構成する特任准教授1人、ポスドク研究員3人、技官1

人、事務員2人（以上常勤）、ワンストップ室を構成する医師1人、看護師1人（以上非常勤）により運営される。初年度の研究・研修センターの設立と10年間の人件費、備品、消耗品、旅費、事業運営費は以下の通りである。

初年度は各センターにつき3億円を計上する。また各年度、各センターにつき1億4千600万円の経費を要する（人件費：特任准教授1人、ポスドク研究員3人、技官1人、事務員2人、医師、看護師、短期支援職員、計4500万円、旅費：支援研究員・研究員計14人、国外からの招聘4人、研修者旅費100人、計3900万円、備品・消耗品、計3200万円、事業運営費：データベース、事業推進、施設維持、計3000万円）。10年間の経費として計70億4千万円を計上する。

⑤ 年次計画

初年度にセンターを設置する。その後10年間「(1)基礎研究、(2)知見の提供、(3)フィードバックの研究への再投入、(4)社会実装」のサイクルを繰り返し、研究を推進する。(2)知見の提供は(a)実務家研修、(b)模擬裁判、(c)講演会・シンポジウムにより行う。また、社会実装のために(d)ワンストップ室を組織し、実務家と共同して社会実装を目指す。加えて、センター間の有機的連携のために毎年(d)合宿を行う。

研究期間は前期(3年)、中期(4年)、後期(3年)に区別される。

【前期】初年度はセンターを設置する。(a)実務家研修：年度ごとにプログラムを増やし、3年度目には各フィールドが3種類の研修を提供する。(b)模擬裁判は、初年度は1箇所、2年度目以降は2カ所で行い、データ収集も行う。(c)講演会・シンポジウムは各センターで年間1度開催する。(a) - (c)の題材には以下のものが含まれる。【法意識・法教育】児童、教員、保護者等を対象とした法教育；【捜査過程】警察官、検察官等を対象とした被疑者取調べ法、人物同定法；【裁判員裁判】市民による模擬裁判体験、法曹を対象とした評議運営法；【司法と福祉】児相職員、警察官、検察官等を対象とした児童や発達障害への対応・聴取法、被害者支援、保護観察官や保護司を対象とした犯罪矯正等。ワンストップ室では、実事案において司法、福祉、医療、心理臨床、研究者の共同による多職種連携アプローチを行い、知見の蓄積を行う。これらの活動はデータベース化し、10年間をかけてライブラリ化する。

【中期】基礎研究の成果を投入しつつ、研修プログラムを改善し、フィードバックを得てさらなる研究を進める。

【後期】蓄積した知見をパッケージ化し、各地方自治体で予算化し、実施できる体制を築く。研究者はスーパーバイズ委員会を形成し、コンサルテーションを行う。施設は大学等の予算により持続的に運営する。

⑥ 主な実施機関と実行組織

本計画は、(1)全体を統括するコアグループ、(2)各センター、(3)全員が所属する全体会、ならびに外部の(4)アドバイザリボードの4組織により運営する。以下、順に説明する。

(1)コアグループ：日本学術会議「法と心理学分科会」委員、「法と心理学会」理事会、4センター代表者からなる。ここでは年次計画や進行状況をモニターし、舵取りを行う。コアグループの「本部」は、前期においては北海道大学が請け負う。

(2)各センター：(a)北海道大学を中心とする北海道地区(札幌学院大学)、(b)日本大学・慶應義塾大学を中心とする関東地区、(c)立命館大学を中心とする関西・東海地区(名古屋大学・南山大学・龍谷大学)、(d)九州大学を中心とする九州地区(福岡教育大学)の4センターにより運営される。

各センターは10人の運営研究者、支援室(特任准教授1人、ポスドク研究員3人、技官1人、事務員2人)、ワンストップ室(上記権研究者、研究員、司法、福祉の専門家、医師、看護師)から成る。各運営研究者は、それぞれの研究班(研究者、ポスドク、大学院生等を含む)を組織する。また、各センターは各地域の裁判所、家庭裁判所、検察庁、警察、刑務所、少年院、弁護士会、NPO等のコンタクトパーソンのリストをもつこととする。

各センターは支援室を中心とし、運営研究者により運営される。また、各センターをまとめる「本部」を設ける。前期は(a)の北海道大学を「本部」とし、上記コアグループは本部に所属するものとする。

(3)全体会：各センターに所属する運営研究者、それぞれの研究班を構成する班員(研究者、ポスドク、大学院生)、支援室の特任准教授、ポスドク研究員、技官、事務員、ワンストップ室の医師、看護師等が含まれる。これらは法と心理学会や合宿において知見の交換を行い、研鑽に努める。

(4)アドバイザリボード：国外の研究者、また、国内外の実務家のリストをもち、必要に応じて意見やコメントを求める。

⑦ 社会的価値

裁判員裁判の開始に伴い、司法への国民の関心は高まっている。一方で、虚偽自白を含む冤罪事件や虐待への対応の遅れ等、司法・福祉への信頼を揺さぶる事件もあり、科学的根拠にもとづく専門家へのトレーニングは喫緊の課題となっている。日本学術会議「法と心理学分科会」は、平成23年「提言：科学的根拠にもとづく事情聴取・取調べの高度化」において、実務家への研修の必要性を訴えた。これらを受け、警察庁では研修の必要性が確認されている(警察庁、2013等)。本計画は、こういった国民や実務家の意識の高まりに応えるものであり、以下のような社会的価値を上げることができる。

第一に、科学的知見を踏まえた研修を提供することは、質の高い実務的活動や、冤罪、虐待の見直し等の問題への対応に貢献する。

第二に、科学的知見にもとづく手続きは、国民の理解と合意を得やすく「信頼と連帯に支えられた社会」の構築に貢献する。

第三に、犯罪や虐待は、問題行動や早期死亡率のリスクを上げるという疫学調査もある(米国疾病予防管理センター：ACE研究等)。これらの問題を未然に防ぐことは、高い経済的・産業的価値をもたらすことにもなる。

⑧ 本計画に関する連絡先

仲 真紀子(北海道大学大学院文学研究科) mnaka@let.hokudai.ac.jp